

別 紙

答申第 8 7 号

答 申

1 審査会の結論

島根県教育委員会（以下「実施機関」という。）が本件異議申立ての対象となった公文書を非公開とした決定は妥当である。

2 本件諮問に至る経緯

- (1) 平成19年2月19日に本件異議申立人より島根県情報公開条例（平成12年12月26日島根県条例第52号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づく公文書公開請求の提出があった。
- (2) 本件公文書公開請求の内容
平成 年 月から平成 年 月の間で、 学校校長室及びその他の場などで、島根県教育庁高校教育課企画人事グループの 、 、 及びその他の者たちが、 学校教職員から聴取していた際に各人が記録したノートや記録紙などの記録の全部公開・交付（以下「請求1」という。）及びそれらの記録から高校教育課長への報告用に作成した（記録）文書の全部公開・交付（以下「請求2」という。）
- (3) これらの請求に対して、実施機関は、請求1について公文書に該当しないという理由により、同年3月5日付けで非公開決定を行った。
- (4) この決定に対して、異議申立人は、本件公文書の非公開決定を不服として同年3月7日に異議申立てを行い、同月12日に「異議申立の趣旨」に追記する補正書を提出した。
- (5) 実施機関は、条例第20条第1項の規定に従い、平成20年2月15日付けで当審査会に諮問書を提出した。

3 異議申立人の主張

- (1) 異議申立ての趣旨
本件公文書の非公開決定処分を取り消し、全部公開を求める。
- (2) 異議申立ての理由
異議申立人の異議申立書による主張の要旨は、次のとおりである。
ア 条例第9条により、申立人の権利利益のために、全部の公開をしてもらうべきである。
イ 公務員（教員）の職務（遂行）に係るものは、メモ書き、記録帳（手帳）、ノート記録等も「公文書」であることは、すでに答申のあったもののなかにも指摘されている。
ウ 請求可能で権利もある。
エ 「決定通知書」に「それらの記録から高校教育課長への報告用に作成した（記録）文書の全部交付（公開）」の請求について、公開の決定通知が欠けている。

4 実施機関の主張

実施機関の非公開理由説明書による主張は、以下のとおりである。
請求の対象となった事情聴取は、児童生徒等に適切な指導が行えない教員等への対

応に関する要綱（以下「対応要綱」という。）第5条第2項の規定に基づき、平成 年 月 日及び平成 年 月 日に行われたものである。これは、 学校長から対応要綱第4条に基づいて提出された報告書に係る事実確認のために行った。

当時、事情聴取を行った各企画人事主事は、それぞれ必要に応じてメモをとり状況を記録したが、これは島根県公立学校教員指導力審査委員会（以下「指導力審査委員会」という。）への資料作成の業務のために、必要と考えられる事項をメモとして記録したものであった。聴取後、記録された発言内容等に基づいて指導力審査委員会への資料が作成されたが、この記録紙の内容は作成された資料に記載されたため、記録紙自体は共用文書としての役割を持つものではなかった。

したがって、請求のあった「各人が記録していた記録ノート、記録紙の記録」は、作業のために一時的に作成された個人的な記録であり、公文書には該当せず非公開とした。

なお、これらの記録ノート、記録紙は、指導力審査委員会への資料作成後に全て廃棄されている。

5 審査会の判断

(1) 基本的な考え方

条例の目的は、地方自治の本旨にのっとり、県民が県政に関し必要とする情報を適切に得ることができるよう、公文書の公開を請求する権利につき定めること等により、県政に関する情報の一層の公開を図り、もって県民に説明する責務を全うするとともに、県政に対する理解と信頼の下に県民参加による開かれた県政を推進することである。

当審査会は、情報公開の理念を尊重し、条例を厳正に解釈して、以下のとおり判断する。

(2) 本件対象公文書について

本件対象公文書は、対応要綱に基づき、事実確認のために行われた事情聴取の際の担当者のメモ及び事情聴取の状況を上司に報告する際に扱った文書である。

(3) 公文書該当性について

本件公文書については、島根県個人情報保護審査会（以下「個人情報審査会」という。）において、以前審査した諮問第20号「特定期間に担当職員が異議申立人から意見聴取した際に記録したもの」と同一のものであることが認められた。

個人情報審査会での公文書該当性の判断は、島根県情報公開条例第2条第2項によりなされ、これは当審査会の判断根拠となる条文と同一である。よって、上記諮問第20号に係る判断は、本件と共通するものにならざるを得ない。

実施機関から諮問を受けた個人情報審査会では、平成20年5月28日付け個人情報審査会答申第16号（以下「先例答申」という。）において、「事情聴取を行う際に各担当者が備忘録として状況についてメモをとることは通常行われていることであり、事情聴取の状況については指導力審査委員会への資料として別に作成されていることから、実施機関が担当者のメモを組織的な共用文書としなかったことは、特段不合理であるとは言えない。」として、メモは公文書に該当しないと判断している。

上記のとおり、公文書該当性の判断は個人情報保護の判断においても、情報公開の判断においても島根県情報公開条例第2条第2項によりなされるため、個人情報審査会諮問第20号と同一の公文書の「公文書性」の判断が本件でも求められることになるが、当審査会において再度この点を検討した結果、先例答申における判断

を変更すべき特段の事情を認めることができないため、先例答申と同一の結論に至った。

(4) 以上から、冒頭「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(諮問第 9 5 号に関する審査会の処理経過)

年 月 日	内 容
平成 2 0 年 2 月 1 5 日	実施機関から島根県情報公開審査会に対し諮問
平成 2 3 年 3 月 2 8 日	実施機関から非公開理由説明書を受理
平成 2 3 年 4 月 1 4 日 (審査会第 1 回目)	審議
平成 2 3 年 5 月 2 6 日 (審査会第 2 回目)	審議
平成 2 3 年 6 月 2 3 日 (審査会第 3 回目)	審議
平成 2 3 年 7 月 2 1 日 (審査会第 4 回目)	審議
平成 2 3 年 8 月 2 5 日 (審査会第 5 回目)	審議
平成 2 3 年 9 月 1 5 日 (審査会第 6 回目)	審議
平成 2 3 年 1 0 月 1 1 日	島根県情報公開審査会が実施機関に対し答申

(参考)

島根県情報公開審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
笠井 耕助	元 (株) 山陰中央新報社論説委員	会長代理
片岡 佳美	島根大学法文学部准教授	
藤田 達朗	島根大学大学院法務研究科教授	会長
丸山 創	弁 護 士	
本藤三世子	(財) しまね女性センター経営委員	